

芝浦工業大学柏高校サッカー一部 OB 会会則

(名称)

第1条 本会は、「芝浦工業大学柏高校サッカー一部 OB 会」と称し、事務局を芝浦工業大学柏高等学校(サッカー一部)内に置く。

(会員)

第2条 本会会員は次に掲げるとおりとする。

第1項 芝浦工業大学柏高校サッカー一部卒業生で構成する。

第2項 本会の趣旨に賛同し、本会の活動に積極的に参加する個人は会長の承認を得て会員とする。

(目的)

第3条 本会は、OB 会会員相互の親睦をはかるとともに現役チーム発展に寄与することを目的とする。

(役員を選任及び任期)

第4条 本会には下記の役員を置き、総会においてこれを選ぶ。役員任期は1年とし、再選を妨げない。

会 長 :1名

幹事長 :1名

幹 事 :各年代1名

会 計 :2名(幹事長が選任する)

(総会)

第5条 本会の会議は総会とし、毎年1回1月中に開催する。会長は日程の調整を行い、幹事長が招集する。

(費用)

第6条 本会の費用は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。

会費は原則として一口につき年5,000円、一口以上とする。但し卒業後4年間は一口3,000円とする。

(会計)

第7条 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(その他の事項)

第8条 その他の重要な事項はその都度本会にて協議し承認のもと議決する。

(付則)

この会則は平成27年10月1日から効力を生じる。